

京都市告示第 291 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成19年11月19日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都ユース・ホステル協会	京都市宇多野ユースホステルの使用料の徴収事務	平成19年12月1日から平成23年3月31日まで

(産業観光局観光部観光企画課)